

土砂等の埋立て等及び採取の規制に関する有識者会議（第2回）

次 第

日時：2021年12月24日（金）

午前10時から正午まで

場所：愛知県自治センター6階

603会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議題等

- (1) 条例骨子案の検討について
- (2) 条例に係る各基準及び罰則について
- (3) 国の「盛土による災害防止に関する検討会」による提言概要（案）について

4 その他

5 閉 会

（配付資料）

- ・資料1-1 愛知県土砂等の埋立て等及び採取の規制に関する条例（仮称）案の概要
- ・資料1-2 愛知県土砂等の埋立て等及び採取の規制に関する条例（仮称）骨子案
- ・資料2 環境基準について
- ・資料3 適用除外の規定（案）許可を要しない土砂等の埋立て等と判断基準
- ・資料4 適用除外の規定（案）認可を要しない土砂等の採取と判断基準
- ・資料5 構造基準（案）一時堆積以外及び一時堆積の土砂等の埋立て等技術基準
- ・資料6 採取基準（案）土砂等の採取技術基準
- ・資料7 愛知県土砂等の埋立て等及び採取の規制に関する条例（仮称）罰則（案）と他府県の規定一覧表
- ・参考資料 盛土による災害の防止に関する検討会 提言概要（案）

土砂等の埋立て等及び採取の規制に関する有識者会議名簿

【委員】

敬称略、五十音順で表記

所 属	職 名	氏 名	分 野
名城大学理工学部	教 授	いくた きょうこ 生田 京子	開発・建築計画
愛知工業大学工学部	教 授	こいけ のりみつ 小池 則満	防災
大同大学情報学部	教 授	だいたう けんじ 大東 憲二	環境・地盤
名古屋大学大学院工学研究科	教 授	なかの まさき 中野 正樹	土木・地盤
レゾン総合法律事務所	弁 護 士	なかむら たかゆき 中村 貴之	法律

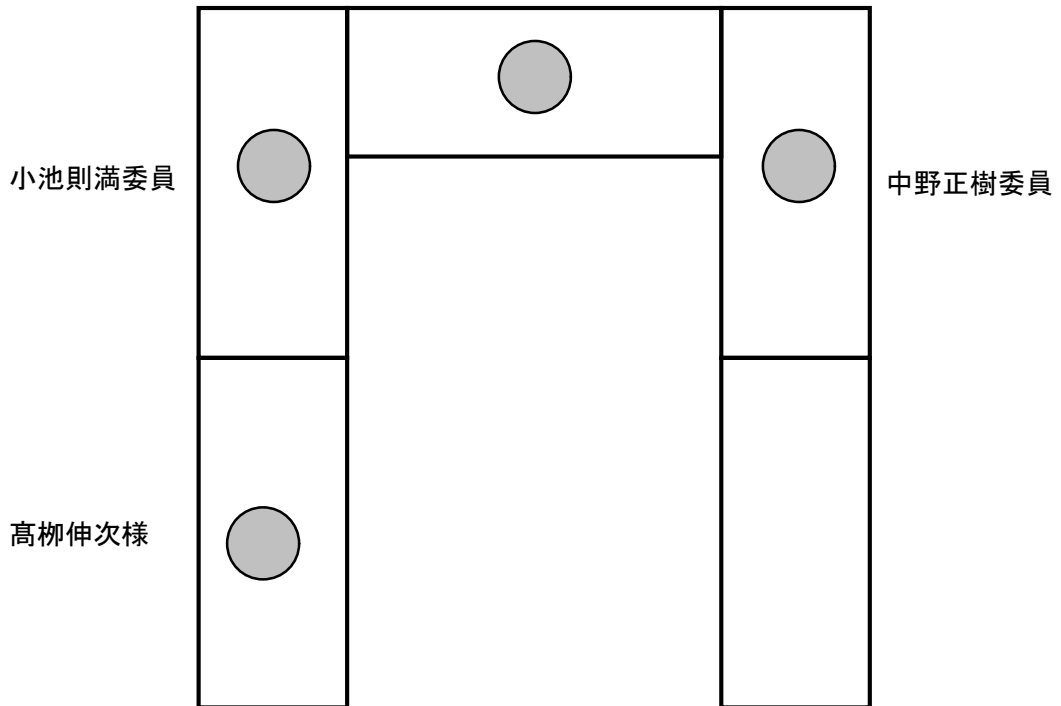
【参考人】

敬称略

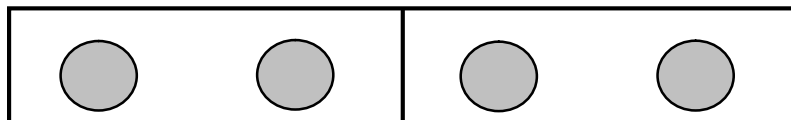
所 属	職 名	氏 名	分 野
愛知県建設業協会	会 員	たかやなぎ しんじ 高柳 伸次	建設

【 配 席 図 】

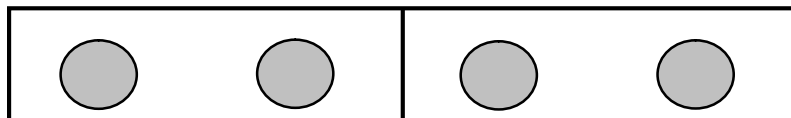
中村貴之座長



出入口



安 藤 竹 澤 小 井 手 平 岩
担当課長 都市基盤部長 都市計画課長 課長補佐



古 賀 上 原 新 海 稻 垣
主 事 主 事 主 事 主 事

記
者
席

傍
聴
席

目 的

県、土砂等の埋立て等を行う者、土砂等の採取を行う者及び土砂等の埋立て等及び採取が行われる土地の所有者の責務を明らかにするとともに、土砂等の埋立て等及び採取の適正化を図るために必要な規制を行うことにより、もって災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。

制度の体系

土砂等の埋立て等の許可制

○基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止

何人も、環境基準に適合しない土砂等による埋立て等を行ってはならない

○許可対象

- ・埋立て等区域の面積が 3000 m²以上の土地を対象
- ・その他適用除外要件あり

○許可基準

- ・欠格要件（破産者、暴力団員等）
- ・土地所有者の同意
- ・構造上の基準（軟弱地盤対策、傾斜地盤対策など）
- ・埋立て等区域の周辺的生活環境の保全（騒音、振動等）

○許可後及び完了等時の規制

- ・土地所有者に対し許可内容記載の通知の送付
- ・着手の届出
- ・土砂等の搬入報告
- ・完了等の届出及び県による検査

○埋立て等完了時までの管理に関する規制

- ・土砂管理記録
- ・埋立て等に使用した土砂の量の報告
- ・標識の掲示、境界標の設置

土砂等の採取の認可制

○認可対象

- ・土砂等の採取区域の面積が 1000 m²以上又は土砂等の採取量が 2000 m³以上の土地を対象
- ・その他適用除外要件あり

○認可基準

- ・適切な採取方法及び採取量
- ・土地所有者の同意
- ・災害防止措置（排水施設、土砂流出防止など）
- ・採取区域の周辺的生活環境の保全（騒音、振動等）

○認可後及び完了等時の規制

- ・土地所有者に対し認可内容記載の通知の送付
- ・完了等の届出及び県による検査

○採取完了時までの管理に関する規制

- ・標識の掲示、境界標の設置

その他

< 雑則 >

- ・報告、徴収、立入検査
- ・市町村条例との調整

< 罰則 >

- ・許可違反、命令違反
- ・報告義務違反
- ・認可違反、命令違反 など
- ・届出義務違反

愛知県土砂等の埋立て等及び採取の規制に関する条例（仮称）骨子案


＜総則＞

項目	内容
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県、土砂等の埋立て等を行う者、土砂等の採取を行う者及び土砂等の埋立て等及び採取が行われる土地の所有者の責務を明らかにする。 ・ 土砂等の埋立て等及び採取の適正化を図るために必要な規制を行うことにより、災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。
定義	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂等 土、砂利（砂及び玉石を含む。）、砕石及びこれらに混入し、又は付着した物をいう。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物又は土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十六条第一項に規定する汚染土壌を除く。 ・ 埋立て等 土地の埋立て、盛土その他の土地（公有水面以外の水面を含む。）への堆積。 ・ 土砂等の採取 切土、床掘その他土地の掘削をする行為。
責務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県 土砂等の埋立て等及び採取の適正化を図るために必要な施策を推進する。市町村が行う土砂等の埋立て等及び採取の適正化に関する施策が推進されるよう、情報の提供、技術的な助言その他の必要な協力を行うものとする。 ・ 土砂等の埋立て等を行う者 実施に当たっては、災害の防止上及び生活環境の保全上必要な措置を講ずる責務を有する。 ・ 土砂等の採取を行う者 実施に当たっては、災害の防止上及び生活環境の保全上必要な措置を講ずる責務を有する。 ・ 土地所有者 土地の所有者は、その土地において不適正な土砂等の埋立て等及び採取が行われることのないよう適正に管理する責務を有する。 土砂等の埋立て等又は採取が行われる土地の所有者は、当該土砂等の埋立て等又は採取による災害の発生を防止するため、当該土砂等の埋立て等又は採取の状況を把握する責務を有する。 土砂等の埋立て等又は採取が行われる土地の所有者は、当該土砂等の埋立て等又は採取により、災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該土砂等の埋立て等又は採取を行う者に対し当該土砂等の埋立て等又は採取の中止、原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、その旨を知事に通報する責務を有する。

＜土砂等の埋立て等に係る許可＞

項目	内容
埋立て等禁止条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埋立て等に使用される土砂等が土壌の汚染を防止するために満たすべきものとして規則で定める基準（「環境基準」）資料 2 参照（環境基準） に適合しない土砂等を使用して埋立て等を行うことは禁止。
許可申請の適用事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の許可期間は 3 年を限度とする。 ・ 埋立て等区域の面積（一団の土地の区域内に複数の埋立て等区域がある時にあたっては、これらの区域の面積を合計した面積。）が 3000 m²以上の土砂等の埋立て等（適用除外） ・ 国、地方公共団体その他規則で定めるものを行う土砂等の埋立て等 ・ 法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による土砂等の埋立て等 ・ その他規則で定める土地の埋立て等 など

資料 3 参照

許可申請者による土地所有者への同意	<p>同意内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可申請者の氏名及び住所 ・土砂等の埋立て等の目的 ・埋立て等区域の位置及び規模 ・埋立て等の期間 ・使用される土砂等の量 ・土砂等の堆積量が最大となる時及び土砂等の埋立て等の完了時の埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状 ・施工されている間における埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置並びに埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置 など
許可基準	<ul style="list-style-type: none"> ・破産者、暴力団員等でないこと ・資金を有している者 ・土地の所有者の同意を得ていること ・形状及び構造上の基準に適合するものであること  資料5参照（構造基準） ・土砂等の埋立て等が施工されている間、埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上必要な措置が講じられていること ・埋立て等区域の周辺地域の生活環境の保全上必要な措置が講じられていること など
周辺住民への周知	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会等を行い、埋立て等区域の周辺地域の住民に対し計画内容を周知。
市町村長への意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> ・知事は事業の実施に関し該当する市町村長に通知し、市町村長から意見聴取を行う。

<土砂等の埋立て等の許可を受けた者の許可申請以外の手続>

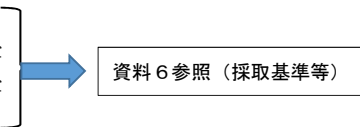
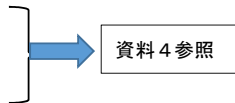
項目	内容
土地所有者への通知	・許可を受けた日後遅滞なく、許可内容が記された許可通知書を土地所有者へ通知。
着手届出	・土地の埋立て等に着手した日から速やかに知事へ着手の届出。
搬入報告	・土砂等の発生場所ごとに土砂等を発生させる者が発行する発行元証明書により土砂等の発生場所の確認と土砂等の環境基準に適合することを確認し、知事に報告。
土砂等の量の報告	・一日当たりの土砂等の搬入量を知事へ報告。(一定期間ごと) (当該許可に係る埋立て等区域外への搬出を目的として行われる場合は、埋立て等に使用した搬出量。)
変更申請	・許可申請事項の変更を行う場合は知事の許可が必要。
完了等届出	・土地の埋立て等を完了、廃止した場合は遅滞なく知事へ届出。 ・完了検査時に災害の防止及び生活環境の保全に係る許可内容について適合していない場合には、必要な措置を行う。
地位の承継	・埋立て等を行う権原の譲り渡し等があったときは、知事の承認後、地位を承継できる。

<土砂等の埋立ての許可を受けた者の必要な維持管理>

項目	内容
標識の掲示等	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立て等の区域に施工期間中、土砂等の埋立て者の氏名等、許可年月日、区域規模、埋立て等に使用される土砂等の予定量、埋立て等の期間等を記載した標識を掲示。 ・境界を明らかにするための境界標の設置。
土砂等管理記録	・毎月の末日までに、当該月中における土砂等の量を記録し管理。
書類の備付けと閲覧	・許可申請関係書類、知事への報告等の備置。周辺住民の求めに応じ開示。

<土砂等の採取に係る認可>

項目	内容
認可申請の適用事業	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の認可期間は3年を限度とする。 ・採取区域の面積（一団の土地の区域内に複数の採取区域がある時にあたっては、これらの区域の面積を合計した面積。）が1000㎡以上の土砂等の採取又は土砂等の採取量（一団の土地の区域内に複数の採取区域があるときにあたっては、これらの区域の土砂等の採取の量を合計した量。）が2000㎡以上の土砂等の採取（適用除外） ・国、地方公共団体その他規則で定めるものが行う土砂等の採取 ・法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による土砂等の採取 ・その他規則で定める土砂等の採取 など
採取計画	<ul style="list-style-type: none"> ・採取区域の位置及び規模 ・土砂等の採取量 ・土砂等の採取の期間 ・土砂等の採取方法及び土砂等の採取のための設備に関する事項 ・土砂等の採取に伴う土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止及び採取区域の周辺地域の生活環境の保全を図るための方法に関する事項 ・土砂等の採取の跡地の整備 など
認可基準	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の所有者の同意を得ていること ・土砂等の採取方法及び採取量が適切であること。 ・土砂等の採取に伴う災害が発生するおそれのない適切な方法であること ・採取区域の周辺的生活環境を保全するための適切な措置がとられること ・土砂等の採取に係る跡地の整備が適切に行われること
認可申請者による土地所有者への同意	<p>同意内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可申請者の氏名及び住所 ・採取計画
市町村長への通知	<ul style="list-style-type: none"> ・知事は認可したときは、事業の実施に関し該当する市町村長に通知する。



<土砂等の採取の認可を受けた者の認可後の手続>

項目	内容
土地所有者への通知	<ul style="list-style-type: none"> ・認可を受けた日後遅滞なく、認可内容が記された認可通知書を土地所有者へ通知。
変更申請	<ul style="list-style-type: none"> ・採取計画の変更を行う場合は知事の認可が必要。
完了等届出	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂等の採取の完了、廃止した場合は遅滞なく知事へ届出。

<土砂等の採取の認可を受けた者の必要な維持管理>

項目	内容
標識の掲示等	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂等の採取区域に施工期間中、土砂等採取者の氏名等、認可年月日、区域規模、土砂等の採取量等を記載した標識を掲示。 ・境界を明らかにするための境界標の設置。

<罰則等>

項目	内容
命令等	<p>(土砂等の埋立て等)</p> <p>必要な措置や停止命令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境基準に適合しない土砂等の埋立てがおこなわれているおそれがある場合の措置や停止命令 ・環境基準に適合しない土砂等の埋立てがおこなわれたことを確認した場合の撤去命令や停止命令 ・許可等を受けずに埋立て等を行った場合の措置命令又は撤去命令 ・許可基準に適合しない状態で完了・廃止し必要な措置を講じない場合の措置命令 ・土砂等の埋立て等が許可基準に適合しない場合の措置命令又は停止命令 など <p>許可取消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境基準に適合しない土砂等の埋立てがおこなわれているおそれがある場合の措置や停止命令に違反した場合 ・環境基準に適合しない土砂等の埋立てがおこなわれたことを確認した場合の撤去命令や停止命令に違反した場合 ・許可等を受けずに埋立て等を行った場合の措置命令又は撤去命令に違反した場合 ・偽りなどの不正の手段により許可等を受けた場合 ・土砂搬入報告、土砂等の量の報告、標識等の掲示等を行わなかった場合 など <p>(土砂等の採取)</p> <p>必要な措置や停止命令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可等を受けずに土砂等の採取を行った場合の措置命令又は停止命令 ・認可基準に適合しない状態で完了・廃止し必要な措置を講じない場合の措置命令 ・土砂等の採取が認可基準に適合しない場合の措置命令又は停止命令 など <p>認可取消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可等を受けずに土砂等の採取を行った場合の措置命令又は停止命令に違反した場合 ・偽りなどの不正の手段により認可等を受けた場合 ・標識等の掲示等を行わなかった場合 など
立入検査	<ul style="list-style-type: none"> ・職員による事務所、事業場その他その業務を行う場所への立入り、関係書類その他の物件の検査等。 ・関係者への質問
罰則	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役及び罰金  資料7参照
市町村の条例との調整	<ul style="list-style-type: none"> ・同等の効果を期待できる市町村条例については、本条例は適用しない。

環境基準について

1 概要

愛知県土砂等の埋立て等及び採取の規制に関する条例（仮称）では、土壌の汚染を防止するために満たすべきものとして規則で定める基準（環境基準）に適合しない土砂等の埋立て等を禁止することを検討しています。

環境基準については、土砂等の埋立て等に関して県民の生活環境の保全を図るうえで検討する必要があるため、土壌汚染対策法に定める基準値を参考に定めることとします。

条例案

- 何人も、環境基準に適合しない土砂等を使用して埋立て等を行ってはならないこととします。
- 環境基準に適合しない土砂等の埋立て等が行われたときは、当該埋立て等を行った者に対し、埋立て等に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は当該埋立て等による土壌の汚染を除去するために必要な措置を講じなければならないこととします。

2 基準の考え方

環境基準

土砂等に係る基準として、**土壌汚染対策法に定める指定基準**（土壌汚染対策法施行規則第31条第1項又は第2項に定める基準値。）とします。

なお、生活環境の保全を目的とした**県民の生活環境の保全等に関する条例**では土壌汚染に係る基準として**土壌汚染等対策基準**を定めており、**土壌汚染対策法に定める指定基準と同様の基準**となっています。

また、特定有害物質による汚染により人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止するために講ずべき措置に関する指針として、**県民の生活環境の保全等に関する条例**に基づき**愛知県土壌汚染等対策指針**を定めています。

環境基準

特定有害物質の種類	土壌溶出量基準(mg/L)	土壌含有量基準(mg/kg)	分類
クロロエチレン	0.002 以下	—	第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)
四塩化炭素	0.002 以下	—	
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—	
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—	
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—	
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—	
ジクロロメタン	0.02 以下	—	
テトラクロロエチレン	0.01 以下	—	
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—	
トリクロロエチレン	0.01 以下	—	
ベンゼン	0.01 以下	—	
カドミウム及びその化合物	0.003 以下	45 以下	
六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下	
シアン化合物	検出されないこと	50 以下 (遊離シアンとして)	
水銀及びその化合物	水銀が 0.0005 以下、かつアルキル水銀が検出されないこと	15 以下	
セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下	
鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下	
砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下	
ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4,000 以下	
ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下	
シマジン	0.003 以下	—	第三種特定有害物質 (農薬等)
チウラム	0.006 以下	—	
チオベンカルブ	0.02 以下	—	
PCB	検出されないこと	—	
有機りん化合物	検出されないこと	—	
備考 分析方法は、土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第六条第三項第四号及び同条第四項第二号に規定する環境大臣が定める方法とする。			

・土壌溶出量基準

土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関する基準で、1 リットル中のミリグラム (mg/L) で表します。

・土壌含有量基準

土壌に含まれる特定有害物質の量に関する基準で、1 キログラム中のミリグラム (mg/kg) で表します。

適用除外の規定（案）

許可を要しない土砂等の埋立て等と判断基準

適用除外	土砂等の埋立て等を行おうとする者は、埋立て等区域ごとに許可を受けなければならないが、次に掲げる土砂等の埋立て等については許可を要しないものとする。
趣旨	周辺環境に与える影響が小さいものや、すでに災害の防止及び生活環境の保全が図られているものなど、本条例の規制をかけることで過剰な規制と考えられる行為について適用除外とする。

○環境基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止等

判断基準	項目	内容	理由等	禁止されないもの	参考
1	周辺地域の生活環境に与える影響が軽微なもの	許可を受けた施設の除外 土壌汚染対策法第22条第1項に規定する汚染土壌処理施設において行う土砂等の埋立て等	土壌汚染対策法に基づく許可に際し、生活環境の保全が担保されていると考えられるため	土壌汚染対策法第22条第1項、第23条第1項の規定による許可又は同法第27条の5の規定による協議に係る汚染土壌処理施設において行う土砂等の埋立て等	土壌汚染対策法 ・第22条第1項の許可 ・第23条第1項の変更許可 ・第27条の5の協議
	届出等に関する除外	県民の生活環境の保全等に関する条例第40条第1項の届出等における土砂等の埋立て等	県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく届出等に際し、生活環境の保全が担保されていると考えられるため	県民の生活環境の保全等に関する条例第40条第1項の届出もしくは同条第5項の要求又は第41条第1項の命令における土砂等の埋立て等	県民の生活環境の保全等に関する条例 ・第40条第1項の汚染の拡散防止のための措置 ・第40条第5項の要求 ・第41条第1項の措置命令
	許可を受けた施設、届出をした施設における該当行為の除外	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項等により許可(届出)を受けた一般廃棄物の最終処分場又は同法第15条第1項等の規定により許可を受けた産業廃棄物の最終処分場(遮断型・管理型)において行う土砂等(第二溶出量基準に適合するもの)の埋立て	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可(届出)に際し、生活環境の保全等が担保されていると考えられる。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項、第9条第1項の規定による許可若しくは同法第9条の3第1項、第9条の3第8項の規定による届出に係る一般廃棄物の最終処分場又は同法第15条第1項、第15条の2の6第1項の規定による許可に係る産業廃棄物の最終処分場(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第十四号イ及びハに掲げるものに限る。)において廃棄物に代えて行う土砂等(土壌汚染対策法施行規則第9条第1項第2号に規定する第二溶出量基準に適合するものに限る。)の埋立て (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項、第9条の3第11項又は第15条の2の6第3項の届出により変更された場合を含む。)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・第8条第1項の許可(市町村以外の一般廃棄物処理施設) ・第9条第1項の変更許可(市町村以外の一般廃棄物処理施設) ・第9条の3第1項の届出(市町村の一般廃棄物処理施設) ・第9条の3第8項の変更届出(市町村の一般廃棄物処理施設) ・第15条第1項の許可(産業廃棄物処理施設) ・第15条の2の6第1項の変更許可(産業廃棄物処理施設) ・第9条第3項の軽微変更届(市町村以外の一般廃棄物処理施設) ・第9条の3第11項(第9条第3項を準用)の軽微変更届(市町村の一般廃棄物処理施設) ・第15条の2の6第3項(第9条第3項を準用)の軽微変更届出(産業廃棄物処理施設)

○適用除外

判断基準	項目	内容	理由等	許可を要しないもの	参考
1	被害や影響の程度	埋立て等区域の面積が3000㎡未満である土砂等の埋立て等(当該埋立て等区域を含む一団の土地の区域でその面積が3000㎡以上のものにおいて土砂等の埋立て等を行うこととなるものを除く。)	大規模な土砂等の埋立て等を規制するとともに、たい積を目的としない行為や経済活動等の支障にならない規模とする。 参考：対象要件 面積3000㎡以上、かつ高さ1mを超える土砂等の埋立て等 主体の同一性、物理的一体性、計画的貫性、既行為地の施工状況及び施工時期の近接性などにより総合的に規模を判断する。	3000㎡未満	条例制定26府県のうち埋立て等が条例の主目的である23府県(東京、石川、香川除く) 5000㎡(茨城県)3000㎡(三重県、岐阜県始め18府県)、2000㎡(神奈川県、広島県)、1000㎡(静岡県、兵庫県)
	一団の土地の区域			高さ1m以下	宅地造成等規制法：1mを超える盛土に適用
2	土砂等の移入の有無	事業区域内の埋立て等の除外 土地の造成その他の事業の区域において行う土砂等の埋立て等であって当該事業の区域において採取された土砂のみを用いて行うもの	新たな環境負荷が発生せず、正確な処理が可能	事業区域内の土砂等のみを用いて行う埋立て等	
3	適正な執行の確保	埋立て等行為者による除外 国、地方公共団体等が行う土砂等の埋立て等	国、地方公共団体が行うものは、責任の所在が明確 目的や行為が土地の形質の変更や構造物の建設などが主な目的となっており、国、地方公共団体以外の団体等の行為は、技術基準に基づき行われるため、一定の土砂等の崩落や流出防止対策が図られている。 また、環境の保全についても責任の所在が明確であり、適正な維持管理が行われることが担保されている。	・国 ・地方公共団体	
				・高速道路株式会社(中日本高速道路株式会社) ・日本下水道事業団 ・独立行政法人(水資源機構、都市再生機構) ・国立大学法人及び大学共同利用機関法人 ・地方住宅供給公社 ・地方道路公社 ・土地開発公社 ・地方独立行政法人及び公立大学法人 ・土地改良区及び土地改良区連合 ・その他(知事が認めたもの)	

判断基準	項目	内容	理由等	許可を要しないもの	参考		
4	生活環境の保全、災害防止対策の確保	業として許認可を受けた者の除外	採石法第33条、33条の5第1項及び砂利採取法第16条、第20条第1項の規定により認可を受けた者が行う土砂等の埋立て等	採石法第33条、33条の5第1項及び砂利採取法第16条、第20条第1項の規定により認可に際し、採石場等での堆積行為等については災害の防止や公共の福祉に反していないこと等が担保されていると考えられる。	採石法第33条、33条の5第1項及び砂利採取法第16条、第20条第1項の認可	採石法における審査基準 岩石の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項 ・岩石の洗浄等による汚濁水の処理 ・廃土又は廃石の堆積処理 など 砂利採取法における審査基準 砂利の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項 ・除去した土等の処理方法 ・洗浄工程での汚濁水の処理方法 ・排水の排出基準を遵守するための方法及びヘドロの処理方法等 ・埋め戻しその他の処理の方法	
		土壌汚染対策法第22条第1項に規定する汚染土壌処理施設において行う土砂等の埋立て等	土壌汚染対策法に基づく許可に際し、災害の防止や生活環境の保全等が担保されていると考えられる。	土壌汚染対策法第22条第1項、第23条第1項の規定による許可又は同法27条の5の規定による協議に係る汚染土壌処理施設において行う土砂等の埋立て等の許可	処理業法令第4条 ・自重、積載荷重その他の荷重、地震及び温度変化に対して構造耐力上安全であること。 ・浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設又は分別等処理施設にあっては、汚染土壌処理施設に係る事業場からの特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の地下への浸透を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。 などの規定により、災害の防止や生活環境の保全が図られている。		
5	許可権者による指導監督、または適正な維持管理の確保	他法令の許可を受けた者、規則で定める埋立て等の除外	法令又は条例の規定による許可、認可その他の処分による土砂等の埋立て等であって別で定める者	区域や施設をその権限に基づき管理するもの（以下「管理者」という。）が管理する区域や施設において他のものが行う土砂等の埋立て等の行為を許可し、許可に基づく行為をその管理者が適切に監督することが見込まれる	都市公園法第5条第1項、第6条第1項の許可（ともに第33条第4項で準用する場合を含む。）		
					港湾法第37条第1項の許可（第2項除く）		
					河川法第20条の承認又は第24条、第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項若しくは第57条第1項、第58条の4、第58条の6の許可		
					海岸法第8条第1項若しくは第37条の5の許可、第13条第1項の承認		
					漁港漁場整備法第39条第1項の許可		
					道路法第24条の承認、32条第1項若しくは91条の許可（道路区域外の土砂等の埋立て等は除く。）		
					愛知県港湾管理条例第10条第1項の許可		
					愛知県漁港管理条例第12条第1項の許可		
					都市の秩序ある整備を目的に公共施設等の整備や宅地の安全性等について一定の水準が確保されており、許可権者や関係市町村の指導監督により適正な土砂等の埋立て等が担保される。	都市計画法第29条第1項又は2項の許可、第34条の2に基づく許可の特例	
						宅地造成等規制法第8条の許可	
	土地区画整理法第76条第1項の許可						
農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づく許可に際し、災害防止が担保されていると考えられる。	農業用ため池の管理及び保全に関する法律第8条第1項の許可及び第9条第1項の届出						
その他法令等で許可を受けたものであって上記理由等に類するもの	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項、第9条第1項の規定による許可に係る一般廃棄物の最終処分場又は同法第15条第1項、第15条の2の6第1項の規定による許可に係る産業廃棄物の最終処分場において、当該許可に基づいて行う土砂等の埋立て （廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項又は第15条の2の6第3項の届出により変更された場合を含む。）						

判断基準	項目	内容	理由等	許可を要しないもの	参考	
6	その他	災害発生のおそれの少ないものとして定めるものの除外	前項目に掲げるもののほか、別で定める土砂等の埋立て等	原材料の補充が目的であり、適正な管理が期待できる。	製品製造のための原材料としての土砂等の埋立て等（コンクリート、ガラスなど）	愛知県生コンクリート工業組合 76 社 81 工場 【判断基準】 同一敷地内で生コンプラントが設置されており、堆積された材料が製造のためであると特定できる状態である
			すでに設置されている施設の本来の機能を維持するための軽易な行為であるため、改修工事として行う埋立て等は含まれない。また、農地のかさ上げ行為は管理行為にあたらぬ。	運動場、駐車場等		
			公の施設の管理する者がその権原に基づき、適正な土砂等の埋立て等を行わせることが期待できるため。	地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者が同項の公の施設の管理として行う土砂等の埋立て等	【地方自治法】 （公の施設の設置、管理及び廃止） 第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。 2 （略） 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。	
			土壌汚染対策法所管部局の指導により、適正な土砂等の埋め立て等を行わせることが期待できるため	土壌汚染対策法第 6 条第 1 項、第 11 条第 1 項の規定により指定された土地の区域内で行う汚染の除去、汚染の拡散の防止その他の措置として行う土砂等の埋立て等	土壌汚染対策法に規定する要措置区域、形質変更時届出区域での汚染の除去や拡散の措置等	
				・県民の生活環境の保全等に関する条例第 40 条第 1 項から第 3 項の規定により行う応急の措置及び同条例第 40 条第 4 項若しくは第 5 項の規定により行う汚染の拡散を防止するために必要な措置として行う土砂等の埋立て等 ・県民の生活環境の保全等に関する条例第 41 条の規定による措置命令に対する汚染の除去等の措置として行う土砂等の埋立て等	県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく応急措置及び汚染の拡散防止措置	
			公有水面埋立法に基づく公有水面の埋立てについては、埋立て終了後、竣工の手続を経ではじめて土地となることから、本条例の土地に該当しない。	公有水面埋立法第 2 条第 1 項	公有水面埋立法の免許に係る事業における土砂等の埋立て等	
			公共的施設の整備を目的とするものであり、整備計画の許認可権者の指導監督により適正な埋立てが担保される。	鉄道事業法第 3 条の許可を受けた者（ただし、鉄道路線、停車場その他鉄道整備に限る。）		
			県と租鉱権設定契約した租鉱権者が土砂等の埋立て等を行う場合は、その契約において鉱業法その他関係法令の遵守を義務づけられていることから。	愛知県と租鉱権設定契約した者が、当該租鉱権設定区域内において鉱業法第 63 条第 1 項の届出又は第 2 項の認可による土砂等の埋立て等		
その他	その他知事が認めるもの					

形状及び構造上の基準の適用除外

判断基準	項目	内容	理由等	許可を要しないもの	参考
1	法令の趣旨による災害防止対策の確保	土砂等の埋立て等の許可の申請が法令又は条例の規定による許可、認可その他の処分を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令又は条例により土砂等の崩落など災害を防止するために必要な措置が図られているものとして、構造基準の規定は適用しない。	災害防止の観点から規制を行っており、形状及び構造について重ねて審査する必要がないと考えられる。	地すべり等防止法第 18 条第 1 項の許可	
				急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 7 条第 1 項の許可	
				砂防指定地内における行為の規制に関する条例第 4 条第 1 項の許可	

適用除外の規定（案）

認可を要しない土砂等の採取と判断基準

適用除外	土砂等の採取を行おうとする者は、採取区域ごとに認可を受けなければならないが、次に掲げる土砂等の採取については認可を要しないものとする。
趣旨	周辺環境に与える影響が小さいものや、すでに災害の防止及び生活環境の保全が図られているものなど、本条例の規制をかけることで過剰な規制と考えられる行為について適用除外とする。

判断基準	項目	内容	理由等	許可を要しないもの	参考	
1	被害や影響の程度	規模による除外 採取区域の面積が 1000 m ² 未満又は採取量が 2000 m ³ 未満である土砂等の採取（当該採取区域を含む一団の土地の区域の面積が 1000 m ² 以上のもの又は採取量が 2000 m ³ 以上のものにおいて土砂等の採取を行うこととなるものを除く。）	大規模な土砂等の採取を規制するとともに、経済活動等の支障にならない規模とする。	面積 1000 m ² 未満又は採取量 2000 m ³ 未満 掘削深さ 2 m 以下、切土高 2 m 以下	砂防指定地内における行為の規制等に関する規則： ・掘削：深さ 2 m 以内かつ面積 1000 m ² 以下 ・切土：面積 1000 m ² 以下、のりの高さ 2 m 以下 条例制定 10 県 面積 1000 m ² （神奈川県、三重県始め 5 県）、採取量 2000 m ³ （神奈川県、奈良県始め 4 県） 宅地造成等規制法：2 m を超える切土に適用 砂防指定地内における行為の規制等に関する規則： ・掘削：深さ 2 m 以内かつ面積 1000 m ² 以下 ・切土：面積 1000 m ² 以下、のりの高さ 2 m 以下	
	一団の土地の区域		主体の同一性、物理的一体性、計画的な一貫性、既行為地の施工状況及び施工時期の近接性などにより総合的に規模を判断する。	複数の規模未満の行為で、一体性があると認められないもの	①主体の同一性（同一の個人・法人） ②物理的一体性（距離が近接しているものなど） ③計画的な一貫性（利用目的の計画に係る面積） ④既行為地の施工状況及び施工時期の近接性（施工時期の一部又は全部が重複しているものなど）等により別と判断できる行為	
2	適正な執行の確保	採取行為者による除外	国、地方公共団体等が行う土砂等の採取	国、地方公共団体が行うものは、責任の所在が明確	・国 ・地方公共団体	
			目的や行為が土地の形質の変更や構造物の建設などが主な目的となっており、国、地方公共団体以外の団体等の行為は、技術基準に基づき行われるため、一定の土砂等の崩落や流出防止対策が図られている。	・高速道路株式会社（中日本高速道路株式会社） ・日本下水道事業団 ・独立行政法人（水資源機構、都市再生機構） ・国立大学法人及び大学共同利用機関法人 ・地方住宅供給公社 ・地方道路公社 ・土地開発公社 ・地方独立行政法人及び公立大学法人 ・土地改良区及び土地改良区連合 ・その他（知事が認めたもの）		
3	生活環境の保全、災害防止対策の確保	業として許認可を受けた者の除外	採石法第 33 条、第 33 条の 5 第 1 項及び砂利採取法第 16 条、第 20 条第 1 項の規定により認可を受けた者が、当該認可に基づいて行う土砂等の採取	採石法第 33 条、第 33 条の 5 第 1 項及び砂利採取法第 16 条、第 20 条第 1 項の認可に際し、採石場等から採取される土砂等や採取行為等については災害の防止や公共の福祉に反していないこと等が担保されていると考えられる。	採石法第 33 条、第 33 条の 5 第 1 項及び砂利採取法第 16 条、第 20 条第 1 項の認可	採石法における審査基準 岩石の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項 ・岩石の洗浄等による汚濁水の処理 ・岩石の採掘処理 ・採取する岩石の用途（製品の内容及び主な仕分け先の記載） など 砂利採取法における審査基準 砂利の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項 ・採掘時の土砂崩れ防止、廃土石の処理方法 ・洗浄工程での汚濁水の処理方法 ・排水の排出基準を遵守するための方法及びヘドロの処理方法等 ・採掘跡地の埋め戻しその他の処理の方法 など
		土壌汚染対策法第 22 条第 1 項に規定する汚染土壌処理施設において行う土砂等の採取	土壌汚染対策法に基づく許可に対し、災害の防止や生活環境の保全等が担保されるため。	・土壌汚染対策法第 22 条第 1 項、第 23 条第 1 項の規定による許可又は同法第 27 条の 5 の規定による協議に係る汚染土壌処理施設において行う土砂等の採取	土壌汚染対策法 ・第 22 条第 1 項に基づく許可 ・第 23 条第 1 項に基づく変更許可 ・第 27 条の 5 に基づく協議	

判断基準	項目	内容	理由等	許可を要しないもの	参考	
4	許認可権者による指導監督、または適正な維持管理の確保	他法令の許認可を受けた者、規則で定める採取の除外	法令又は条例の規定による許可、認可その他の処分による土砂等の採取であって別で定める者	区域や施設をその権限に基づき管理するもの（以下「管理者」という。）が管理する区域や施設において他のものが行う土砂等の採取の行為を許可し、許可に基づく行為をその管理者が適切に監督することが見込まれる。	港湾法第37条第1項の許可（第2項除く）	
				河川法第25条の許可		
				海岸法第8条第1項若しくは第37条の5の許可、第13条第1項の承認		
				漁港漁場整備法第39条第1項の許可		
				道路法第24条の承認、32条第1項若しくは91条の許可（道路区域外の土砂等の採取は除く。）		
				地すべり等防止法第18条第1項の許可		
				急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第1項の許可		
				土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第10条若しくは17条の許可		
				砂防指定地内における行為の規制に関する条例第4条第1項の許可		
				愛知県港湾管理条例第10条第1項の許可		
				愛知県漁港管理条例第12条第1項の許可		
				都市の秩序ある整備を目的に公共施設等の整備や宅地の安全性等について一定の水準が確保されており、許可権者や関係市町村の指導監督により適正な土砂等の採取が担保される。	都市計画法第29条第1項又は2項の許可、第34条の2に基づく許可の特例	
					宅地造成等規制法第8条の許可	
					土地区画整理法第76条第1項の許可	
農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づく許可に際し、災害防止が担保されていると考えられる。	農業用ため池の管理及び保全に関する法律第8条第1項の許可及び第9条第1項の届出					
その他法令等で許可を受けた者であって上記理由等に類するもの。	その他					

判断基準	項目	内容	理由等	許可を要しないもの	参考	
5	その他	災害発生のおそれの少ないものとして定めるものの除外	前項目に掲げるもののほか、別で定める土砂等の採取	公の施設の管理する者がその権原に基づき、適正な土砂等の採取を行わせることが期待できるため。	地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者が同項の公の施設の管理として行う土砂等の採取	【地方自治法】 (公の施設の設置、管理及び廃止) 第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。 2 (略) 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
			土壌汚染対策法所管部局の指導により、災害の発生のおそれは低く、適正な土砂等の採取が行われることが期待できるため。	土壌汚染対策法第6条第1項、第11条第1項の規定により指定された土地の区域内で行う土砂等の採取	土壌汚染対策法に規定する要措置区域、形質変更時要届出区域での汚染の除去や拡散の措置等	
				<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民の生活環境の保全等に関する条例第40条第1項から第3項の規定により行う応急の措置及び同条例第40条第4項若しくは第5項の規定により行う汚染の拡散を防止するために必要な措置として行う土砂等の採取 ・ 県民の生活環境の保全等に関する条例第41条の規定による措置命令に対する汚染の除去等の措置として行う土砂等の採取 	県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく応急措置及び汚染の拡散防止措置	
			公共的施設の整備を目的とするものであり、整備計画の許認可権者の指導監督により適正な採取が担保される。	鉄道事業法第3条の許可を受けた者(ただし、鉄道路線、停車場その他鉄道整備に限る。)		
			県と租鉱権設定契約した租鉱権者が土砂等の採取を行う場合は、その契約において鉱業法その他関係法令の遵守を義務づけられているため。	愛知県と租鉱権設定契約した者が、当該租鉱権設定区域内において鉱業法第63条第1項の届出又は第2項の認可により行う土砂等の採取		
			農業の用に供する施設等を設置するために行う土砂等の採取等であり、災害の発生のおそれが少ないと認められるため。	農業を営む者で組織する団体等が、国又は地方公共団体の補助金の交付を受けて、農業の用に供する施設を設置することに伴う土砂等の採取		
			農業用排水施設や農道等の農業の用に供する施設の補修、更新等のための行為として行う土砂等の採取等であり、災害発生のおそれが少ないと認められるため。	農業農村多面的機能支払事業費の交付を受けて、農業の用に供する施設の補修、更新等を行うことに伴う土砂等の採取		
			林業活動に伴う林道や作業道、土場等の林業の用に供する施設の設置のための行為として行う土砂等の採取等であり、災害の発生のおそれが少ないと認められるため。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林法第5条に規定する地域森林計画において定める林道の開設又は改良に伴う土砂等の採取 ・ 林業を営む者で組織する団体が、国又は地方公共団体の補助金の交付を受けて、森林の施業・管理の用に供する施設を設置することに伴う土砂等の採取 		
			漁業の用に供する施設の設置、補修及び更新等のための行為として行う土砂等の採取等であり、災害発生のおそれが少ないと認められるため。	・ 漁業を営む者で組織する団体が、国又は地方公共団体の補助金の交付を受けて、漁業の用に供する施設を設置することに伴う土砂等の採取		
	その他	その他知事が認めるもの				

構造基準（案）

〇一時堆積以外の土砂等の埋立て等技術基準

号	区分	項目		課題と対策	技術基準（案）			
						土砂等の埋立て等の高さ	法面の勾配	
1	埋立て等の構造	埋立て等の構造	高さ及び勾配	無秩序に盛られた不安定な土砂等の崩落による区域外への被害や、法面部のはだ落ちや浸食による土砂流出を防止するため、土砂等の性状（土質区分）に応じた安定な法面勾配を設定するとともに、盛土の高さに応じて安定性の照査を実施する。	① 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成三年建設省令第十九号）別表第一に規定する第一種建設発生土、第二種建設発生土及び第三種建設発生土に該当するもの	安定計算を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保される勾配
					② その他のもの	その他	15m以下	垂直1mに対する水平距離が2.0m（※）
2		小段の設置		施工中及び施工後の雨水による法面の浸食による土砂流出を防止するため、一定の法面高ごとに小段を設けるとともに排水溝を設置するなど法面の保護に配慮する構造とする。	土砂等の埋立て等によって生じる法面の高さが5メートル以上である場合にあっては、当該法面の高さが5メートルごとに幅が1メートル以上の小段が設置されること。			
3		傾斜地盤対策		傾斜地の現地地盤と盛土境界で発生する地すべりによる区域外への土砂等の崩壊の被害や、境界部の転圧不足による表面水、地下水の集中で生じる盛土の崩壊を防止するため、必要に応じて段切りを設けるなどの措置を行い境界部で発生する滑動を防止する。	著しく傾斜している土地において土砂等の埋立て等を行う場合においては、土砂等の埋立て等を行う前の地盤と土砂等の埋立て等に使用された土砂等とが接する面が滑り面とならないように段切り等の措置が講じられること。			
4		締め固め措置		盛土内へ雨水等の浸透による緩み、沈下、崩壊、滑りによる区域外への土砂崩落の被害や、締め固め不足による表面水、地下水の集中で生じる盛土の崩壊を防止するため、一定の厚さの層に分けて土を盛り、建設機械等を用いて締め固めを行うとともに、必要に応じてその他の措置を実施する。	土砂等の埋立て等の完了後の地盤に緩み、沈下又は崩壊が生じないように一層の仕上がり厚は30センチメートル以下とし、その層ごとに締め固めるとともに、必要に応じて地滑り抑止ぐい等の措置が講じられること。			
5		擁壁工		地下水面上昇により法面の法尻部は特に崩壊が起こりやすく、法尻崩壊及びこれに伴う盛土全体の崩落による区域外への被害を防止するため、法尻に土留工事等の必要な措置を講じる。	擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令第6条から第10条までの規定に適合すること。			
6	法面の保護	法面保護工		法面風化による飛散、法面浸食による土砂流出や、二次的な法面崩壊による区域外への被害を防止するため、芝張りなどの法面の保護する対策を講じる。	土砂等の埋立て等によって生じる法面は、石張り、芝張りその他の措置を講ずることにより、風化その他の侵食に対して保護されること。			
7		飛散防止措置		飛砂による区域外への被害や区域外への落石、土砂等の流出を防止するため、法面以外の部分において芝張りや植林等の飛散防止のための措置を講じる。	埋立て等区域（土砂等の埋立て等によって生じる法面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他の土砂等の飛散防止のための措置（土砂等の埋立て等が施工されている間における土砂等の飛散防止のための措置を含む。）が講じられること。			
8	基礎地盤の措置	軟弱地盤対策		軟弱地盤に起因するすべりや沈下等が、盛土の変状、崩壊につながり区域外への土砂崩落の被害や、盛土地盤の沈下による、周辺地盤の変形を防止するため、地盤調査等を行ったうえで安全性を検討し必要な対策を講じる。	埋立て等区域及び施設設置区域の地盤について、滑りやすい土質の層又は軟弱な地盤がある場合には、地盤に滑り、沈下又は隆起が生じないように、杭打ち、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられること。			
9	排水施設の設置	湧水・浸透水の排除		浸透してくる地下水等により盛土内の水位上昇で生じる盛土の崩壊による区域外への被害を防止するため、湧水がある場合や溪流等から盛土部へ雨水等が集中しやすい地形において、湧水又は浸透水を適切に処理する暗渠排水施設の設置等、必要な対策を講じる。	埋立て等区域の地盤の高さが周辺より低い土地、斜面の下方に位置する土地及び谷又は沢状の土地など地表水が集中しやすい地形の土地において土砂等の埋立て等を行う場合は、湧水又は浸透水を有効かつ速やかに排除できるよう、地下排水工等の排水施設の設置その他の必要な措置が講じられること。			
10		地表水の排除		盛土内への雨水の浸透で生じる盛土の崩壊による区域外への被害を防止するため、適切な場所に必要な排水施設を配置する。降雨により排水路から溢水、跳水、越流し盛土の崩壊による区域外への被害を防止するため、必要な流下断面等の能力を確保した排水路を設置する。	雨水その他地表水を排除することができるように、必要な排水施設（土砂等の埋立て等が施工されている間における排水施設を含む。）が設置されること、及び排水施設の勾配及び断面積が、その排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるものであること。			
11	その他の措置	沈砂池等の設置		区域外への土砂等の流出又は区域外の水路等の濁りを防止するため、沈砂池等の必要な施設を設置する。	埋立て等区域外に土砂等が流出しないように、沈砂池（土砂等の埋立て等が施工されている間における沈砂池を含む。）の設置その他の土砂等の流出を防止するための必要な措置が講じられること。			
12		調整池等の設置		下流水路の氾濫による下流域の浸水被害の防止のために、必要に応じて雨水等を安全に流下させる調整機能を有する施設を配置する。	下水道、排水路、河川その他の放流先の排水能力に応じて必要がある場合は、一時雨水を貯留する調整池（土砂等の埋立て等が施工されている間における調整池を含む。）その他の施設が設置されること。			
13		工事の施行・管理		施工中における土砂の崩落や下流水路の氾濫、飛砂による周辺への被害を防止するために必要な措置を講じるとともに、施工の順序を検討することとする。	土砂等の埋立て等に係る工事の順序が、埋立て等区域外への土砂等の崩壊、飛散、流出その他の災害が発生しないよう、沈砂池、調整池、擁壁等の防災工事が土砂等の埋立て等に先行して実施されるものとなっていることとし、工事は下流に対する安全を確認できた上で実施すること。			
14		その他		その他必要な事項を定める。				

※解説等で「土質、土工の種類、盛土の高さ等の諸元が明らかである場合には、「道路土工のり面工・斜面安定工指針」を参考に法面勾配を決定することができるものとする。」と記載。

構造基準（案）

○一時堆積の土砂等の埋立て等技術基準

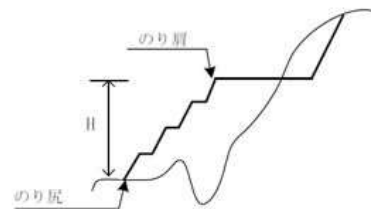
号	区分	項目	課題と対策	技術基準（案）
1	埋立て等の構造	埋立て等の構造 高さ及び勾配	無秩序に盛られた不安定な土砂等の崩落による区域外への被害や、法面部のはだ落ちや浸食による土砂流出を防止するため、土砂等の性状（土質区分）に応じた安定な法面勾配を設定するとともに、盛土の高さに応じて安定性の照査を実施する。	① 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成三年建設省令第十九号）別表第一に規定する第一種建設発生土、第二種建設発生土及び第三種建設発生土に該当するもの
				② その他のもの
2		傾斜地盤対策	傾斜地の現地盤と盛土境界で発生する地すべりによる区域外への土砂等の崩壊流出被害を防止する。	埋立て等区域の土地の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が10メートル以上であること。ただし、埋立て等区域外への土砂等の崩壊、飛散、流出その他の災害が発生するおそれがないものとして知事が認める場合は、この限りでない。
3	基礎地盤の措置	軟弱地盤対策	軟弱地盤に起因するすべりや沈下等が、盛土の変状、崩壊につながり区域外への土砂崩落の被害や、盛土地盤の沈下による、周辺地盤の変形を防止するため、地盤調査等を行ったうえで安全性を検討し必要な対策を講じる。	一時堆積場以外の基準の第8号の規定に適合すること。
4	排水施設の設置	地表水の排除	盛土内への雨水の浸透で生じる盛土の崩落による区域外への被害を防止するため、適切な場所に必要な排水施設を配置する。降雨により排水路から溢水、跳水、越流し盛土の崩壊による区域外への被害を防止するため、必要な流下断面等の能力を確保した排水路を設置する。	一時堆積場以外の基準の第10号の規定に適合すること。
5	その他の措置	沈砂池等の設置	区域外への土砂等の流出又は区域外の水路等の濁りを防止するため、沈砂池等の必要な施設を設置する。	一時堆積場以外の基準の第11号の規定に適合すること。
6		調整池等の設置	下流水路の氾濫による下流域の浸水被害の防止のために、必要に応じて雨水等を安全に流下させる調整機能を有する施設を配置する。	一時堆積場以外の基準の第12号の規定に適合すること。
7		工事の施行・管理	施工中における土砂の崩落や下流水路の氾濫、飛砂による周辺への被害を防止するために必要な措置を講じるとともに、施工の順序を検討することとする。	一時堆積場以外の基準の第13号の規定に適合すること。（擁壁防災工事除く。）
8		その他	その他必要な事項を定める。	隣接地との保安距離は最大盛土高以上の距離を埋立て等区域の境界に沿って内側に設けること。土砂等の流出を防止するため、埋立て等区域と隣接境界（隣接地盤が等高又は低い場合）等、必要な個所に土留め柵等を設置すること。

※解説等で「土質、土工の種類、盛土の高さ等の諸元が明らかである場合には、「道路土工のり面工・斜面安定工指針」を参考に法面勾配を決定することができるものとする。」と記載。

○道路土工のり面工・斜面安定工指針より

盛土材料	盛土高（m）	勾配	摘要
粒度の良い砂、礫および細粒分混じり礫	5m以下	1：1.5～1：1.8	基礎地盤の支持力に十分にあり、浸水の影響のない盛土に適用する。標準法面勾配の範囲外の場合は安定計算を行う。
	5～15m	1：1.8～1：2.0	
粒度の悪い砂	10m	1：1.8～1：2.0	
岩塊（ずりを含む。）	10m以下	1：1.5～1：1.8	
	10～20m	1：1.8～1：2.0	
砂質土、硬い粘質土、硬い粘土（洪積層の硬い粘質土、粘土など）	5m以下	1：1.5～1：1.8	
	5～10m	1：1.8～1：2.0	
火山灰質粘性土	5m以下	1：1.8～1：2.0	

※盛土高は、のり肩とのり尻の高低差



○一時堆積以外及び一時堆積における生活環境の保全

号	区分	項目	課題と対策	生活環境の保全対策（案）
1	生活環境の保全	騒音・振動対策	周辺住民の生活環境の保全を守るために必要な措置を実施する。	騒音、振動等の防止に配慮し、土砂等の埋立て等の時間が、午前八時から午後七時までの間であること。
2		土砂等の飛散防止対策	周辺住民の健康を保護するために必要な措置を実施する。	散水、防塵剤散布及び運搬車両の洗いの設置等の土砂等の飛散を防止するために必要な措置がとられること。

採取基準（案）

土砂等の採取技術基準

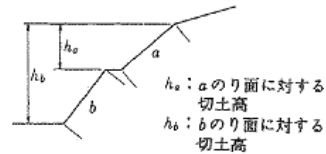
号	区分	項目	課題と対策	技術基準（案）
1	採掘工法	工法	無秩序な方法により土砂等の崩落による区域外への被害を防止するため、採掘方法を定める。	土砂等の採取を行う場合、階段採掘法（ベンチカット法）によるものとする。
2		土質、切高、勾配	土質及び切高に応じた方法で採掘することにより、土砂等の崩壊を防ぐものとする。	土地の掘削に伴う採掘は、切下り方式とし、土質及び切土高に応じて別表1（※）に掲げる切土の標準勾配値以下とすること。なお、本基準は工事施工中においても準用する。
3		小段の設置	雨水による法面の浸食による土砂流出を防止するため、一定の法面高ごとに小段を設置する構造とする。	土砂等の採取における切土ののり高に応じ、高さ5メートル毎に幅1メートル以上の小段を設けることとする。
4		隣接地との保安距離	災害発生による危険を防止するため、隣接地との境界から掘削をする場所までに必要な距離を確保する。	土砂等の採取場に隣接する土地の境界との保安距離は5メートル以上確保することとする。ただし、隣接地に建築物又は公共施設が存する場合は、建築物又は公共施設の敷地が、高さ2mを超えるがけ（勾配が30度を超える傾斜地をいう。）に接し、又は近接する場合は、がけの上にあってはがけの下端から、がけの下にあってはがけの上端から、建築物との間にそのがけの高さの2倍以上の水平距離を保たなければならない。
5	災害防止対策	崩落の防止	区域外への崩落防止措置を実施する。	土砂等の採取場内においては、土、転石及び立木が、隣接地に崩落するおそれのある場合は、崩落防止のための措置をとるものとする。
6		排水の対策	湧水による法面崩壊や雨水の流出による区域外への被害を防止するため、適切な場所に必要排水施設を配置する。	土砂等の採取場からの排水に伴う災害を防止するため、次の各号の措置をとるものとする。 一 湧水によって、のり面が洗掘され、又は崩壊する恐れがあるときは、水抜きのための水平排水孔等を設置して湧水の排除措置を講ずること。 二 土砂等の採取を行う区域からの雨水を排出するに当たり、放流先の排水施設については、総流量の流下に支障のないよう土砂等の採取を行う区域及びその周辺の状況を考慮の上、調整池を設置するなど必要な措置を講ずること。 三 排水路は、原則として開渠とすること。
7		土砂流出の対策	区域外への土砂等の流出又は区域外の水路等の滞りを防止するため、沈砂池等の必要な施設を設置する。	一 沈砂池の容量は100立方メートル／ヘクタールを標準として算定するものとする。 二 沈砂池の構造は掘り込み式を原則とする。やむを得ず築堤方式にする場合は、コンクリートえん堤または土えん堤構造とすること。 三 沈砂池の最大機能が保持できるよう維持管理するものとする。
8	その他の措置	跡地の整備	採取事業の完了又は廃止後の処理を定めるとともに、法面崩壊を防止するために必要な措置を実施する。	土砂等の採取を完了又は廃止する場合について、次の各号の措置をとるものとする。 一 陸掘り（土砂等の採取区域に隣接する土地のうち最も低い地点よりも掘り下げをいう。）については、採取後は埋戻しを原則とし、最大採掘深は10メートルとする。 二 採取跡ののり面については、土質に応じ、別表1に定める勾配の下限値以下とする。 三 土砂等の採取後ののり面には、順次、保護工を施工することとし、可能な限り緑化するものとする。なお、工法の選定については、土質、のり面勾配、周辺の状況、掘削前の状態を考慮し、決定するものとする。 四 落石及び人が転落するおそれがある箇所については、立入禁止柵を設置するものとする。

※道路土工「切土工・斜面安定工指針」による別表1の標準値を参考に法面勾配を決定できるものとする。

切高及び勾配

別表1

地山の土質		切土高	勾配
硬岩			1:0.3~1:0.8
軟岩			1:0.5~1:1.2
砂	密実でない粒度分布の悪いもの		1:1.5~
砂質土	密実なもの	5m以下	1:0.8~1:1.0
		5~10m	1:1.0~1:1.2
	密実でないもの	5m以下	1:1.0~1:1.2
		5~10m	1:1.2~1:1.5
砂利または 岩塊混じり砂質土	密実なもの または粒度分布の良いもの	10m以下	1:0.8~1:1.0
		10~15m	1:1.0~1:1.2
	密実でないもの または粒度分布の悪いもの	10m以下	1:1.0~1:1.2
		10~15m	1:1.2~1:1.5
粘性土		10m以下	1:0.8~1:1.2
岩塊または 玉石混じりの粘性土		5m以下	1:1.0~1:1.2
		5~10m	1:1.2~1:1.5



土質構成等により単一勾配としない時の切土高及び考え方は上図のようにする。

- ・勾配は小段を含めない。
- ・勾配に対する切土高は当該切土のり面から上部の全切土高とする。

○生活環境の保全

号	区分	項目	課題と対策	生活環境の保全への基準（案）
1	生活環境の保全対策	騒音・振動対策	周辺住民の生活環境の保全を守るために必要な措置を実施する。	騒音、振動等の防止に配慮し、土砂等の採取時間が、午前八時から午後七時までの間であること。
2		土砂等の飛散防止対策	周辺住民の健康を保護するために必要な措置を実施する。	散水、防塵剤散布及び運搬車両の洗い場の設置等の土砂等の飛散を防止するために必要な措置がとられること。

愛知県土砂等の埋立て等及び採取の規制に関する条例（仮称）における罰則（案）と他府県の規定一覧表

愛知県条例罰則案（土砂等の埋立て等）				他府県条例の罰則 懲役（年） 罰金（万円）																		備考 （主に土砂等埋立てに 関する条例でない都県 （東京都、香川県、沖 縄県を除く。）及び許 可制でない静岡県、石 川県を除く。）				
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18		19	20	21	
罰則	違反事項	対象者	違反内容（条文）	愛知県	宮城県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	神奈川県	山梨県	岐阜県	三重県	京都府	大阪府	兵庫県	和歌山県	広島県	徳島県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	大分県	
2年以下の懲役又 は100万円以下の 罰金	許可違反	埋立て等を行った者	許可を受けずに埋立て等を行った場合	2 100	2 100	2 100	1 100	2 100	2 100	1 100	2 100	2 100	1 100	2 100	2 100	2 100	2 100	1 100	1 100	1 100	1 100	2 100	2 100	1 100	各府県において最も重い罰則	
	変更許可違反	埋立て等を行った者	変更許可を受けずに埋立て等を行った場合	2 100	2 100	2 100	1 100	2 100	2 100	1 100	2 100	2 100	1 100	2 100	2 100	2 100	2 100	1 100	1 100	1 100	1 100	2 100	2 100	1 100	各府県において最も重い罰則	
	地位承継違反	埋立て等を行った者	地位承継の承認を受けずに埋立て等を行った場合	2 100	2 100		1 100			1 100		2 100		2 100		2 100						1 100		2 100	1 100	各府県において最も重い罰則
	虚偽等による許可取得	埋立て等の許可を受けた者	偽りなど不正な手段で許可を受けた場合	2 100	2 100										2 100	2 100								2 100		各府県において最も重い罰則
	虚偽等による変更許可取得	埋立て等の許可を受けた者	偽りなど不正な手段で変更許可を受けた場合	2 100	2 100										2 100	2 100								2 100		各府県において最も重い罰則
	虚偽等による承認取得	埋立て等の許可に基づく地位の継承承認を受けた者	偽りなど不正な手段で承認申請を受けた場合	2 100	2 100										2 100	2 100								2 100		各府県において最も重い罰則
	命令違反	埋立て等を行った者	環境基準に適合しない土砂等の埋立てがおこなわれているおそれがある場合の措置や停止命令に違反した場合	2 100			2 100	1 100	1 100					1 100	2 100	2 100			1 100							各府県において最も重い罰則
		埋立て等を行った者	環境基準に適合しない土砂等の埋立てがおこなわれたことを確認した場合の撤去命令や停止命令に違反した場合	2 100			1 100	2 100	1 100	1 100				1 100	2 100	2 100			1 100		1 100	1 100	1 100		1 100	各府県において最も重い罰則
		埋立て等の許可を受けた者	緊急に災害の発生を防止するための措置や停止の命令に違反した場合	2 100	2 100		1 100	2 100	2 100	1 100		2 100	1 100	2 100	2 100	2 100	2 100	2 100	1 100		1 100	1 100	1 100		2 100	各府県において最も重い罰則
		埋立て等を行った者	許可を受けずに埋立て等を行った場合の措置命令又は撤去命令に違反した場合	2 100	2 100	2 100	1 100	2 100	2 100	1 100	2 100	2 100	2 100	1 100	2 100	2 100	2 100	2 100	1 100	1 100	1 100	1 100	1 100	2 100	2 100	各府県において最も重い罰則
埋立て等の許可を受けた者		変更許可を受けずに埋立て等を行った場合の措置命令又は撤去命令に違反した場合	2 100		2 100	1 100	2 100	2 100	1 100	2 100	2 100	2 100	1 100	2 100	2 100	2 100	2 100	1 100	1 100	1 100	1 100	1 100	2 100	2 100	各府県において最も重い罰則	
埋立て等の許可を受けた者		許可基準に適合しない状態で完了・廃止し必要な措置を講じない場合の措置命令に違反した場合	2 100	1 100		1 100	2 100	2 100	1 100	1 100	1 100	1 100	1 100	2 100	2 100	2 100	2 100	1 100	6か月 50	1 100		1 100	1 100		1 100	各府県において最も重い罰則
埋立て等の許可を受けた者		土砂等の埋立て等が許可基準に適合しない場合の措置命令又は停止命令に違反した場合	2 100			1 100	1 100	1 100	1 100	1 100	1 100		1 100	2 100	2 100	2 100	2 100	2 100	1 100	6か月 50	1 100	1 100	1 100	1 100		各府県において最も重い罰則（12府県）
50万円以下の 罰金	報告義務違反	埋立て等の許可を受けた者	土砂等の搬入する際に土砂等発生場所及び汚染のおそれがないことを確認した結果を報告しなかった又は虚偽の報告を行った場合	— 50			— 50	— 50	— 50	— 50		— 50	— 50	— 50		— 50	— 30	— 30	— 50	— 50	— 50	— 50		— 50	罰金50万の罰則が主	
		埋立て等の許可を受けた者	土砂等の埋立て等に使用された土砂等の量を報告しなかった又は虚偽の報告を行った場合	— 50		30	— 50	— 50	— 50	— 50	— 50	— 50	— 50	— 50	— 50		— 50		— 50	— 50	— 50	— 50	— 20	— 50	罰金50万の罰則が主	
	作成義務違反	埋立て等の許可を受けた者	土砂等管理記録を作成・記録しなかった又は虚偽を記録した場合	— 50	— 50		— 50	— 50		— 50		— 50		— 50		— 50		— 30					— 50	— 50	罰金50万の罰則が主	
	設置義務違反	埋立て等の許可を受けた者	標識を掲示せず、又は境界標を設置しなかった場合	— 50		30			— 50		— 50	— 50		— 50	30	— 50			— 50				— 20		罰金50万の罰則が主	
	報告徴収違反	埋立て等を行う者	土砂等埋立て等の施工状況等、必要な事項の報告を求めた時、報告をしなかった又は虚偽の報告を行った場合	— 50	— 50	— 50	— 50	— 50	— 50	— 50	— 50	— 50	— 30	— 50	— 50	— 50	— 50	— 30	— 30	— 50	— 50	— 50	— 50	— 20	— 50	罰金50万の罰則が主
	立入検査の拒否等	埋立て等を行う者	立入検査の拒否、妨害、忌避又は答弁拒否した又は虚偽の報告を行った場合	— 50	— 50	— 50	— 50	— 50	— 50	— 50	— 50	— 50	— 30	— 50	— 50	— 50	— 50	— 30	— 30	— 50	— 50	— 50	— 50	— 20	— 50	罰金50万の罰則が主
30万円以下の 罰金	届出義務違反	埋立て等の許可を受けた者	許可申請の内容に対して軽微な変更を行った時、届出をしなかった又は虚偽の届出を行った場合	— 30	— 30	— 30	— 30	— 30	— 30	— 30		— 30	— 30	— 30	— 30	— 30	— 30	— 30	— 30	— 30	— 30	— 30		— 30	— 30	すべて罰金30万の罰則
		埋立て等の許可を受けた者	許可に基づく土砂等の埋立て等に着手した時の届出をしなかった又は虚偽の届出を行った場合	— 30		30			— 30	— 30			— 30	— 30	— 30	— 30	— 30	— 30						— 30	— 30	すべて罰金30万の罰則
		埋立て等の許可を受けた者	許可に基づく土砂等埋立て等が完了・廃止した時の届出をしなかった又は虚偽の届出を行った場合	— 30		30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30		— 30	— 30
	保存義務違反	埋立て等の許可を受けた者	土砂管理記録及び提出した書類及びその写しを保存しなかった場合	— 30	— 30		— 30	— 30		— 30				— 30	— 30	— 30	— 30	— 30	— 30					— 50		罰金30万の罰則が主

愛知県土砂等の埋立て等及び採取の規制に関する条例（仮称）における罰則（案）と他県の規定一覧表

愛知県条例罰則案（土砂等の採取）					他県条例の罰則 懲役（年） 罰金（万円）										備考	
罰則	違反事項	対象者	違反内容（条文）	愛知県	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
					埼玉 県	千葉 県	福井 県	山梨 県	三重 県	神奈 川 県	新潟 県	富山 県	岐阜 県	奈良 県		
					認可	認可	認可	認可	認可	届出	届出	届出	届出	届出		
6月以下の懲役又は 30万円以下の罰金	認可違反	採取の認可を受けた者	認可を受けずに土砂等の採取を行った場合	6か月 30	6か月 10	6か月 10	6か月 50	— 50	6か月 10						埋立て等の約1/4の罰金	
	変更認可違反	採取の認可を受けた者	変更認可を受けずに土砂等の採取を行った場合	6か月 30				— 5							埋立て等の約1/4の罰金	
	命令違反	採取の認可を受けた者	採取の認可を受けた者	緊急に災害の発生を防止するための措置や停止の命令に違反した場合	6か月 30	6か月 10	6か月 10	6か月 50	— 50	6か月 10						埋立て等の約1/4の罰金
		採取を行った者	採取を行った者	認可を受けずに土砂等の採取を行った場合の措置命令等に違反した場合	6か月 30	6か月 10	6か月 10	6か月 50	— 50	6か月 10						埋立て等の約1/4の罰金
		採取の認可を受けた者	採取の認可を受けた者	認可基準に適合しない状態で完了・廃止に必要な措置を講じない場合の措置命令に違反した場合	6か月 30											埋立て等の約1/4の罰金
		採取の認可を受けた者	採取の認可を受けた者	土砂等の採取が認可基準に適合しない場合の措置命令又は停止命令に違反した場合	6か月 30											埋立て等の約1/4の罰金
20万円以下の罰金	設置義務違反	採取の認可を受けた者	標識を掲示せず、又は境界標を設置しなかった場合	— 20	— 3	— 1		— 10	— 3						埋立て等の約1/4の罰金	
	立入検査等の拒否	採取を行う者	立入検査の拒否、妨害、忌避又は答弁拒否した若しくは虚偽の報告を行った場合	— 20	— 3	— 3	— 10	— 10	— 5						埋立て等の約1/4の罰金	
10万円以下の罰金	届出義務違反	採取の認可を受けた者	認可申請の内容に対して変更を行った時、届出をしなかった又は虚偽の届出を行った場合	— 10	— 3	— 1			— 3						埋立て等の約1/4の罰金	
		採取の認可を受けた者	認可に基づく土砂等の採取が完了、廃止した時の届出をしなかった又は虚偽の届出を行った場合	— 10	— 3	— 1	— 1	— 10	— 3						埋立て等の約1/4の罰金	

※罰金刑については、採取は埋立ての約1/4で端数切り上げ。

盛土による災害の防止に関する検討会 提言概要（案）

1. 危険な盛土箇所に関する対策

【基本的な考え方】

- 盛土の総点検等で確認された「**災害危険性の高い盛土**」については、**安全性を確保するための対策を早期に実施**することが必要。
- 対策に当たっては、**行為者等による是正措置を基本**としつつ、対応が困難な場合は**地方公共団体等が危険箇所対策を実施**するとともに、**国は地方公共団体等に対して支援**していくべき。

【具体的な対応策】

(1) 行為者等に対する法令上の措置の徹底

- 不法盛土造成等の行為者・土地所有者等に対し法令等に基づく行政指導や行政処分を躊躇なく行い、厳正に対処すべき。

(2) 危険箇所対策等

- 「災害危険性の高い盛土」か否かを確認する必要がある盛土等については、詳細調査（測量、ボーリング等）を実施すべき。
- また、一時的に崩落等の被害を回避するための応急対策（土嚢の設置等）を実施すべき。
- 「災害危険性の高い盛土」については、対策の緊急性等を踏まえ、地方公共団体等による抜本的な危険箇所対策（土砂の撤去、擁壁、堰堤の設置等）を実施すべき。

(3) 危険箇所対策完了までの間の措置

- 「災害危険性の高い盛土」と特定された盛土は公表し、住民に周知等することが適切。緊急時の迅速な避難につなげることができるよう、緊急通報体制の構築等による情報発信も必要。
- ソフト対策（監視カメラ、定点観測等）による現地状況の監視が必要。

2. 危険な盛土等の発生を防止するための仕組み

【基本的な考え方】

- 崩落により人家等に影響を与えないよう、**危険な盛土造成等を規制するための全国一律のルール（新たな法制度）を創設**し、規制を強化していくべき。
- **廃棄物が混じっていない土**は、自然由来のものであり、**適切に活用し、又は自然に還していくべきもの**。廃棄物と同一視して同様の規制の下に置くことは適当ではない（廃棄物混じり土については、廃棄物と土をできるだけ分別の上、廃棄物処理法に従って廃棄物を処理）。
- また、新たな法制度を実効性のあるものとするためには、**法の施行体制・能力の強化**が必要。特に、不法盛土への対処体制をしっかりと確立すべき。
- さらに、新たな法制度の創設と併せ、建設現場から搬出される土についても**搬出先の適正を確保するための方策を講じる**ことが重要。加えて、廃棄物混じり土の発生を防止するため、建設現場等における**土と廃棄物の分別促進・適正処理の徹底**を図っていく必要。

【具体的な対応策】

(1) 新たな法制度の創設

- ① 国による基本方針の策定（危険な盛土の対策に関して国土全体にわたる総括的な考え方を示すとともに、対応策を総覧できる基本方針を策定）
- ② スキマのない規制（土地の利用区分に関わらず、人家等に被害を及ぼしうる盛土行為を許可制に）
- ③ 盛土等の安全性の確保（十分な安全基準を設定、施工状況の定期的な報告や施工中・完了時の検査を実施、条例等により安全基準やチェック項目等の上乗せ可）
- ④ 責任の所在の明確化（土地所有者等が盛土を安全な状態に維持する責務を有することを明確化、原因行為者にも安全対策の実施を求めることを可能に）
- ⑤ 厳格な罰則（条例による罰則の上限（懲役2年以下、罰金100万円以下）を上回る水準に強化）

(2) 法施行体制・能力の強化

- ① 不法盛土発見時の現認方法、手続等のガイドラインの整備
 - ② 地方公共団体における関係部局間の連絡会議、人事交流等の実施
 - ③ 許可地一覧の公表、現地掲示と地方公共団体内の通報情報の共有
 - ④ 関連事業者[※]の違反行為に対して各事業法による行政処分の実施
- ※：建設業者、貨物自動車運送事業者、廃棄物処理業者

(3) 建設工事から発生する土の搬出先の明確化等

- ① 元請業者による建設発生土の搬出先の明確化等（再生資源利用促進計画^{※1}の徹底等）
 - ② 公共工事の発注者による建設発生土の搬出先の明確化等（指定利用等^{※2}の徹底）
 - ③ 建設発生土の更なる有効利用に向けた取組（工事間利用の促進、優良事例の展開）
- ※1：元請業者が土砂等の搬出先（他の工事現場、残土処理場等）等を記載した計画
 ※2：工事の発注段階で建設発生土の搬出先を指定することにより、土砂の有効利用や適正処理を促進

(4) 廃棄物混じり盛土の発生防止等

- ① マニフェスト管理等の強化（電子マニフェストの利用促進等）
- ② 関連事業者の法令遵守体制の強化（建設現場パトロールの強化等）
- ③ 廃棄物混じり盛土等への対処体制の確立（通報情報の共有等）

(5) その他の対応

- ① 盛土等の土壌汚染等に係る対応（早期の状況把握等）
- ② 太陽光発電に係る対応（技術基準の遵守の徹底等）

盛土による災害の防止に関する検討会

委員名簿

座長	中井 検裕	東京工業大学環境・社会理工学院教授
	池邊 このみ	千葉大学大学院園芸学研究院教授
	内田 太郎	筑波大学生命環境系准教授
	大関 崇	国立研究開発法人産業技術総合研究所再生可能エネルギー研究センター太陽光システムチーム研究チーム長
	大原 美保	国立研究開発法人土木研究所水災害・リスクマネジメント国際センター主任研究員/政策研究大学院大学連携教授
	勝見 武	京都大学大学院地球環境学堂教授
	河野 俊嗣	宮崎県知事
	阪本 真由美	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科教授
	櫻井 敬子	学習院大学法学部法学科教授
	執印 康裕	九州大学農学研究院教授
	末松 則子	三重県鈴鹿市長
	袖野 玲子	芝浦工業大学システム理工学部環境システム学科教授
	武山 絵美	愛媛大学大学院農学研究科教授
	中島 慶二	江戸川大学社会学部現代社会学科教授
	山脇 敦	公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団再生品認証事業推進チームリーダー
	袖木 茂夫	一般社団法人全国農業会議所専務理事
	若井 明彦	群馬大学大学院理工学府環境創生部門教授

計 17 名（敬称略、座長以下 50 音順）

国による法整備化に対する動き

令和3年7月3日 静岡県熱海市における土石流災害

令和3年8月11日 盛土の総点検

○人家等に影響のある盛土について、国土交通省、農林水産省、林野庁、環境省の連名で、都道府県に対し通知。

通知内容

- (1) 重点点検対象エリア及び重点点検箇所（土砂災害警戒区域（土石流）の上流域及び区域内、山地災害危険地区の集水区域（崩壊土砂流出）及び地区内（地すべり、山腹崩壊）など
- (2) 盛土の把握（各地方公共団体等が、許可・届出資料等から確認した盛土、盛土可能性箇所データ（国土地理院提供）等から推定される盛土など）
- (3) 点検の観点（目視で点検）（許可・届出等の必要な手続き、手続き内容と現地の状況が一致しているか（面積、土量等）、災害防止の必要な措置がとられているか（水抜きの有無等）など

令和3年9月30日 第一回検討会

○盛土による災害の防止に関する検討会の設置

○盛土の総点検の進め方及び現在の状況について

- (1) 全国の総点検予定箇所数を集約（全国の総点検予定箇所数：3万～4万箇所）
- (2) 今後、現地確認を本格化し、年内に点検の暫定とりまとめを行い、点検状況等を踏まえ対応方策を検討
 - ・危険箇所の対策（事業対応） 是正措置を基本に、盛土の撤去、対策工等の詳細調査等の予算を措置
 - ・今後の危険な盛土防止（制度対応）

令和3年10月29日 第二回検討会

○関係団体へのヒアリング

（一般社団法人全国農業会議所、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団、一般社団法人全国建設業協会、一般社団法人日本林業経営者協会、全国知事会）

令和3年12月10日 第三回検討会

○対応方策の検討

- (1) 危険箇所の対策（事業対応）
 - ・行為者による是正措置を基本に、地方公共団体が行う危険箇所対策や詳細調査等を国が助成する制度を新たに構築
 - ・特に災害危険性の高い盛土については、各省庁が補正予算等を活用し、予算措置
- (2) 今後の危険な盛土防止（制度対応）
 - ・土地利用規制など安全性を確保するために必要な対応策の検討
 - ・廃棄物混じり土の適正運用

令和3年12月20日 第四回検討会

○盛土の総点検に関する暫定とりまとめ

○盛土による災害の防止に関する検討会 提言（案）〈参考資料〉